

結婚新生活支援事業に関する質問～令和6年度～

※質問および回答については、例示となります。

詳しくは要件等をご確認ください。

対象者について

Q1

令和5年12月20日に婚姻届けを提出しましたが、補助の対象になりますか？

A1

対象になりません。令和6年1月1日から令和7年3月10日までに婚姻届を受理された方が対象になります。

Q2

賃貸借契約した住宅へ住み始めた後も住民票の異動もしていませんが、補助金の対象になりますか？

A2

対象になりません。申請するまでに、当該住宅へ引越及び住民票の異動を終えてください。

Q3

夫はさぬき市に住んでいますが、妻は他の市に住民登録されている場合は、対象になりますか？

A3

対象になりません。夫婦ともにさぬき市内の補助対象となる住宅の所在地において住民基本台帳に記録されている方が対象になります。

Q4

配偶者の実家に、市外から転入（または市内で転居）しましたが、対象になりますか？

A4

引越費用が発生していれば、引越費用が対象になります。

Q5

再婚した夫婦も補助の対象になりますか？

A5

対象になります。

Q6

配偶者と令和6年3月に離婚し、同一の配偶者と令和7年1月に再度婚姻届けを提出、受理されました。対象になりますか？

A6

当該期間内で、同一の配偶者との再度の婚姻は対象になりません。

Q7

令和6年3月にA市からさぬき市へ引っ越ししたのですが、令和6年度の課税証明書はどちらの市で取れば良いのでしょうか？

A7

令和6年度の証明書（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得が載ったもの）が必要な場合は、令和6年1月1日現在の住所地の市区町村へ請求します。

上記の場合、令和6年1月1日現在の住所地がA市であるため、令和6年6月以降にA市へ請求してください。

Q8

過去に、市外から転入した際に他の補助金の交付を受けましたが、結婚新生活支援事業の申請はできますか？

A8

過去に他の補助金等を受けている場合、対象とならない場合がありますのでご注意ください。

【例】

- ・夫婦のいずれかまたは両方が、過去に国または他の地方公共団体におけるこの支援金と同様の趣旨による補助金等の交付を受けたことがある場合は、対象になりません。

- ・夫婦のいずれかまたは両方が、さぬき市結婚定住奨励事業による商品券の交付を受けたことがある場合は対象になりません。
- ・夫婦の同一世帯に、さぬき市移住促進家賃等補助金、さぬき市 UJI ターン移住支援事業補助金、さぬき暮らし（学生・若者世代）応援補助金の交付を受けた方がいる場合は対象になりません。

対象経費について

Q9

どのような費用が対象になりますか？

A9

① 住宅賃貸に係る費用

婚姻を機に新たにさぬき市内の住宅を借りる際に要した費用で、家賃（共益費を含む。）、敷金、礼金及び仲介手数料。

対象外の費用についてはQ11をご覧ください。

② 引越費用

婚姻を機にさぬき市に転入または市内で転居する際に要した費用のうち引越業者または運送業者への支払に係る実費が対象になります。

ただし、不要になった家財道具の処分に係る費用は対象になりません。

上記について、令和6年4月1日から令和7年3月10日までに支払が完了するものが対象になります。

また、申請日以降に発生、支払が完了する費用は対象になりません。

支援金の額は①と②を合わせた額で、1世帯あたりの上限額は、夫婦の年齢によって異なります。

夫婦ともに30歳未満の世帯は1世帯あたり上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円です。

なお、①②について、勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該手当の支給分を差し引きます。

Q10

いつまでに支払が完了した費用が対象になりますか？

A10

令和6年4月1日から令和7年3月10日までにおいて、交付申請日までに支払が完了した費用が対象になります。

なお、令和7年4月分の家賃等を、令和7年3月10日までに支払が完了した場合は対象になります。

要件を満たした上、対象経費が発生している場合はお早目にご相談ください。

令和6年度内に費用が発生しない場合や補助上限額に達しない場合でも、ご相談ください。

Q11

対象とならない費用はありますか？

A11

例えば、駐車場代、リフォーム費、増改築費、住宅の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金、不要品の処分費、レンタカーの借用代、業者以外に依頼した引越の謝礼等は対象になりません。

この他については、お問合せください。

Q12

引越費用の領収書の名義が新婚夫婦以外ですが、対象経費になりますか？

A12

対象になりません。契約書、領収書等の名義は、新婚夫婦である必要があります。

Q13

新婚夫婦以外の名義で契約した住宅賃貸に係る費用は対象になりますか？

A13

対象になりません。契約書、領収書等の名義は、新婚夫婦である必要があります。

Q14

契約名義人が新婚夫婦の親であり、新婚夫婦が親に住宅賃借に係る費用相当分を支払っている場合、対象になりますか？

A14

対象になりません。契約書、領収書等の名義は、新婚夫婦である必要があります。

Q15

婚姻を機に父の所有するアパートの1室を借りましたが、家賃は対象になりますか？

A15

新婚夫婦の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅のため、対象になりません。

Q16

勤務先から住宅手当が支給されていますが、申請できますか？

A16

申請できます。当該住宅手当分を控除した額が対象経費となります。

Q17

婚姻日より6か月ほど前に、さぬき市内の住宅を借りましたが対象になりますか？

A17

まず、婚姻日より前の賃借については、婚姻日から起算して1年以内に新たに住宅を賃借した場合が対象となります。

また、婚姻を前提に同居するため、または同居する予定で住宅を借りたことを、住民票や契約書、誓約書等において確認する必要があります。

詳しくは事前相談をお願いします。

なお、当該費用で、令和6年4月1日～令和7年3月10日までに支払が完了した費用が対象になります。

さぬき市移住促進家賃等補助金に関して

※当該補助金の対象転入期間は令和5年3月31日までです。

Q18

過去に、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱に基づく補助金の交付（初期費

用+家賃補助)を受けていました。交付期間が終了した後に婚姻し、配偶者が引っ越してきました。結婚新生活支援事業の申請はできますか？

A 1 8

申請できません。

夫婦の同一世帯内に、過去に当該補助金の交付を受けた方がいる場合は申請できません。

さぬき市 UJI ターン移住支援事業補助金に関して

Q 1 9

独身のときに、さぬき市 UJI ターン移住支援事業補助金の交付を受けましたが、結婚新生活支援事業の申請はできますか？

A 1 9

夫婦の同一世帯内に、過去に当該補助金の交付を受けた方がいる場合は申請できません。

さぬき暮らし（学生・若者世代）応援補助金に関して

Q 2 0

さぬき暮らし応援補助金の交付を受けましたが、結婚新生活支援事業の申請はできますか？

A 2 0

夫婦の同一世帯内に、過去に当該補助金の交付を受けた方がいる場合は申請できません。

定住促進奨励金に関して

Q 2 1

結婚新生活支援事業で住宅賃貸費用について支援金の交付を受けました。住宅を購入したのですが、定住促進奨励金の申請はできますか？

A 2 1

申請できます。

結婚定住奨励事業に関して

Q 2 2

結婚新生活支援事業で支援金の交付を受けましたが、結婚定住奨励事業の申請はできますか？

A 2 2

申請できません。

Q 2 3

過去に結婚新生活支援事業の支援金の交付を受けました。その配偶者とは離婚したので、新しい配偶者と結婚定住奨励事業の申請はできますか？

A 2 3

申請できません。

三世代同居・近居支援事業に関して

Q 2 4

結婚新生活支援事業で支援金の交付を受けましたが、三世代同居・近居支援事業の申請はできますか？

A 2 4

申請できます。